

被保険者の皆さまへ

デサント健康保険組合

「健康保険 被扶養者資格調査」の実施について

標記の件、健康保険法施行規則第 50 条、および厚生労働省通知(保発第 1029004 号、保発第 1029005 号)に基づき、扶養家族の資格調査を行います。

この調査は、被扶養者として認定された方がその後も引き続き資格があるかを確認するものです。保険給付の適正化を図り、皆さまからお預かりした大切な保険料を有効活用するためにも、必要な確認業務となります。

つきましては、下記の調査対象者の方に関する書類を、必ず期日までに提出ください。お手順をおかけしますが、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

【調査対象者】「配偶者」 および 「16 歳以上の被扶養者(税扶養も加入中のお子様は対象外)」

【提出書類】 ①令和7年度 所得証明書(非課税または課税証明書)

(令和6年1月～12月分)

※必ず令和7年度分で提出お願いします。(市・区役所で取得)

※ご本人分の所得証明は提出不要です。

(調査対象者分のみ提出をお願いします。)

②必要書類 (書類提出にかかる費用は自己負担となります。)

※別紙の「必要提出書類」と「提出対象者の必要書類フローチャート」をご確認ください。

※「年収の壁・支援強化パッケージ」について

2023 年 10 月より国の政策として開始されました制度です。

年間収入が 130 万以上となった場合健康保険の扶養から外れる事になりますが、一時的に収入の変動(繁忙期に労働時間延長等)があった場合、事業主がその旨を証明する事で引き続き扶養に認定されることになりました。

「年収の壁」に該当する方は、事業主の証明を提出してください。

制度の詳細はこちらから→https://www.mhlw.go.jp/stf/taiou_001_00002.html

【提出期限】 令和 7 年 7 月 25 日 (金) 必着

【提出先】 デサント健康保険組合 宛

〒556-0017 大阪市浪速区湊町1-2-3 マルイト難波ビル13階

【問い合わせ先】(【被扶養調査の件】としてメールにてお願いします。)

デサント健康保険組合 dkenpo@descente.co.jp (辻本内線:71-5633、横山内線:71-5634)

【注意事項】

- 調査の結果、認定基準に該当しないことが判明した場合は、被扶養者削除の手続きが必要です。その際は、別途被扶養者削除の手続きに必要な書類を送付いたします。(資格要件を満たさなくなった日までさかのぼり資格がなくなります。)
※基本健保扶養範囲 年間 130 万未満(60 歳以上の方・障がいをお持ちの方は収入 180 万未満)
- 提出書類を、特別な理由がなく期日までに提出されない場合は、健康保険法施行規則第 50 条第 7 項により、被扶養者資格を削除することになり、健康保険証は無効となります。(令和 7 年 8 月 1 日資格喪失となります。)
- 資格喪失日以降にかかった医療費(健保負担分)およびその他給付金がある場合は、当健保組合へご返還いただきます。

以 上